

2020年度 保存版

岩 沼 市 リサイクル運動 ガイドブック



岩沼市市民経済部生活環境課

もくじ

岩沼市リサイクル運動に参加しませんか～登録のご案内～	P. 2
集団回収を始めるまでに決めること	P. 3
回収できる品物一覧	P. 4
リサイクル運動 資源回収協力業者名簿	P. 5
集団回収当日の注意点	P. 6
報奨金の交付手続きについて ○報奨金の交付手続きの流れ	P. 7
私たちのリサイクル（廃品回収）予定表	P. 9

岩沼市リサイクル運動に参加しませんか ～登録のご案内～

岩沼市では資源のリサイクル、リユース（再利用）を進めるために、紙類、布類、金属類、びん類の再生資源物の集団回収（廃品回収）を実施した登録団体に対し、収集量に応じ報奨金を交付しています。

報奨金は、資源物 1 kgに対し3円と年間回収量に応じて加算金を交付します。

【登録手続きは簡単です】

- 「リサイクル運動団体登録申請書」に必要事項を記入の上、生活環境課に郵送または直接提出してください。（申請書は生活環境課にあります）
 - 毎年5月末日までに登録を済ませるようにしてください。
なお登録は年度ごとに行う必要があります。忘れずに手続きをお願いします。
 - 団体の名称、代表者などに変更があった場合は、すみやかに変更届出書を提出してください。
- ※登録だけでは報奨金は交付されませんので、ご注意願います。
- 報奨金の申請方法については、7ページをご覧ください。

ご存知ですか？

古紙1トンは、みどりの立木20本に相当します。

10世帯の新聞1ヵ月分（60kg）を再利用すれば、

立木1.2本を切らずに済みます。

※立木とは、直径14cm、高さ8m（樹齢25～30年）の筒状のものをいいます。



集団回収を始めるまでに決めること

- 目的** みんなで集団回収の意義を十分に理解できるよう話し合しましょう。
- 仕事の分担** 集団回収を行うにはどんな仕事があるのか、何人位の人数が必要か話し合しましょう。また、回収をスムーズに行うには「PR係」「運搬係」「整理係」などの役割分担をはっきりし、責任ある決め方をしましょう。
- 回収日時** 毎月第一日曜日など、地域みんなが覚えやすい回収日を決めましょう。また、定期的に実施することが大きな成果につながります。
- 回収品目** できるだけ分別回収するようにし、良質の資源として提供するようしましょう。
- 出し方・集め方** 回収品目は、別表「回収できる品物一覧」のとおりです。運搬するにはリヤカーや一輪車があると便利です。
- 集積場所** 集会所などみんなが分かりやすく、交通の妨げとならないところとし、雨天の場合も考えて選びましょう。
- 周知方法** 実施方法などが決まったら、掲示板・回覧板などで地域みんなが分かるように知らせましょう。
- 回収業者との打合せ** 具体的に実施方法などが決まったら、業者の方と回収品目、日時、場所、方法などをあらかじめ相談して、実施するようしてください。

回収できる品物一覧

資源として回収できる品物は、紙類・布類・金属類・びん類（生きびん）です。しかし、その時の経済情勢の変化などにより、取り扱い品目が異なる場合がありますので、あらかじめ業者の方と具体的に相談するようにしてください。

区分 品目	回収するもの	持ち出し方	回収しないもの
紙類	新聞紙 段ボール 雑誌類 牛乳パック類 チラシ など	○新聞紙は4つ折りにし、大きさを揃える。 ○牛乳パックは切り開くこと。 ○種類ごとにひもで十文字結びにする。	○ポリ加工紙（果汁パックなど） ○油紙 ○カーボン紙 ○ロウ引き段ボール（冷凍食品包装など） ○感熱紙（ワープロ・ファックス用紙）
布類	下着 タオル シーツなど （清潔な綿類に限る）	○ひもで十文字結びにするか、大きな布でくるむ。	○カーペット、じゅうたん マットレス類 ○まくら、ふとん ○裁断くず ○スーツ・セーター
金属類	アルミ製品 銅製品	○缶はきれいに洗ってから出しましょう。	○その他の金属類は回収しません。
びん類	ビールびん ジュースびん （生きびん）	○同種類・同色ごとに分類して出してください。	○せともの・ガラス食器 ○化粧品容器 ○硬質容器類 ○油びん ○電球・蛍光管 ○板ガラス
	一升瓶	○回収業者と相談の上、集めてください。	

リサイクル運動 資源回収協力業者名簿

No.	登録業者名	代表者	住所	電話
1	岩 沼 丸 佐	佐藤 義則	岩沼市押分字南谷地 235-2	24-1386
2	(有)エーゼットアイ	安島 幸則	岩沼市桜一丁目 5-27	22-6651
4	坂 爪 商 店	坂爪 和子	岩沼市阿武隈二丁目 1-8	23-3265
5	(有) 安 島 商 店	小林 秀明	岩沼市大手町 6-34	22-2651

(登録順)

集団回収当日の注意点

○**各家庭からの持ち出し** 決められた時間までに、決められた場所に品目別に出すように協力しましょう。

※対象品目以外のものを出されると回収業者の方が困ります。

○**集積場所の管理** 回収品は整理整頓し、飛散したりしないようにしましょう。また回収後は、集積場所やその周辺をきれいに清掃し、他の方々に迷惑にならないようにしましょう。

○**回収の立会い** 計量は業者の方に任せたままにしないで、誰かが立ち会うようにしましょう。

○**回収伝票** 業者から「回収伝票」を受け取り、数量・売上金額を確認するようにしましょう。また、この伝票は報奨金の交付申請書の添付書類になりますので、大切に保管してください。

報奨金の交付手続きについて

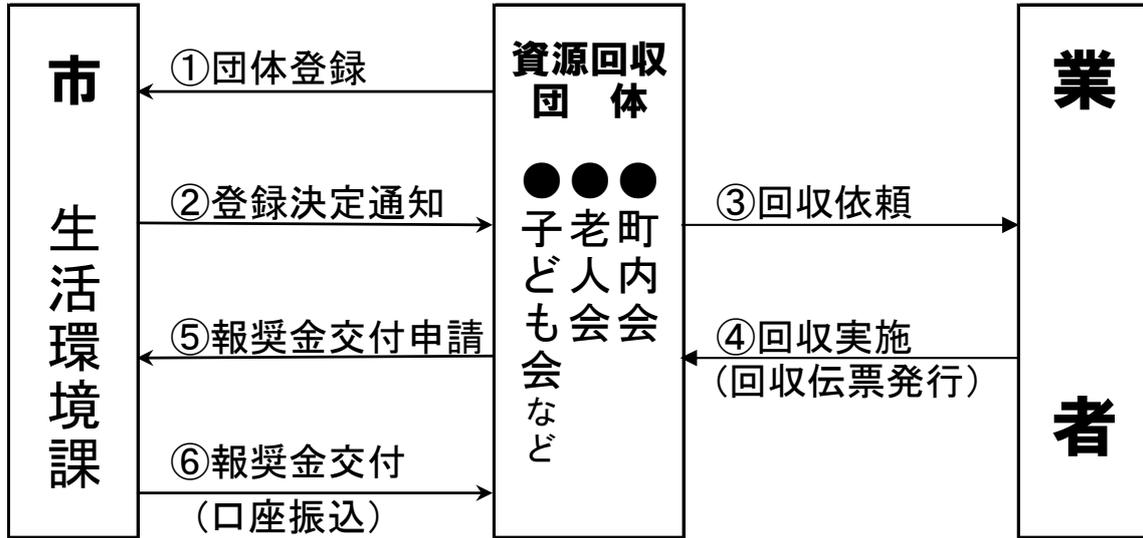
- ① 毎年5月末日までに団体登録申請をしてください。
(手続き方法は1ページをご覧ください)
- ② 市役所から登録決定通知が郵送されます。
- ③ 業者に収集した資源物の回収依頼をします。
※回収を実施する前に必ず業者と資源の種類や回収方法について打合せをするようにしてください。
- ④ 業者が資源物を回収します。その際、回収量が記載された「回収伝票」が発行されます。
- ⑤ 市役所で報奨金交付申請を行います。その際、④の回収伝票を添付してください。交付申請は、次のとおりです。

回収実施期間	申請締切日
第1期(4月から7月までの実施分)	8月15日
第2期(8月から11月までの実施分)	12月15日
第3期(12月から3月までの実施分)	3月15日

※各期間ごとに実施した分をまとめて報奨金を申請していただきます。

- ⑥ 回収量に応じて報奨金が指定の金融機関の口座に振り込まれます。

報奨金の交付手続きの流れ



私たちのリサイクル(廃品回収)予定表

【団体名】

年月日	回収品目	回収地区	回収責任者	備考
=メモ=				

【発行】岩沼市 市民経済部 生活環境課 生活環境係

TEL 22-1111 内線333・335 Fax 22-1264

〒989-2480 岩沼市桜一丁目6番20号

令和2年6月発行